

産業廃棄物処分業許可証

住 所 千葉県野田市上三ヶ尾268番地の2

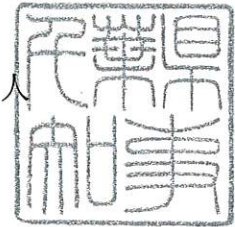
氏 名 株式会社共栄サービス

代表取締役 諸橋 宏則

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日 令和7年12月16日

許可の有効年月日 令和14年5月7日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

破碎及び圧縮による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

ア 破碎による中間処理に係るもの

- (7) 廃プラスチック類(自動車等破碎物を除く。)、(イ) 紙くず、(ウ) 木くず、
- (エ) 繊維くず、(オ) ゴムくず、(カ) 金属くず(自動車等破碎物を除く。)、
- (キ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(自動車等破碎物を除く。)、
- (ク) がれき類
- (これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

イ 圧縮による中間処理に係るもの

- (7) 廃プラスチック類(自動車等破碎物を除く。)、(イ) 紙くず、(ウ) 木くず、
- (エ) 繊維くず、(オ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(ガラスウールに限り、自動車等破碎物を除く。)
- (これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない。

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙1、2及び3のとおり

再複写無効(続く)

確認印の無いものについては
当社が発行した許可証(写し)では
ありません。

株式会社共栄サービス

確認
印

(許可証の続き)

3 許可の条件

- (1) 産業廃棄物の処理により発生する粉じんについては、施設の維持管理を徹底するとともに、散水等により周辺への飛散を防止すること。
- (2) がれき類等の破碎施設（許可番号：第2024-2-549号）及び破碎施設（許可番号：第2021-2-516号）における産業廃棄物の中間処理は、午前8時から午後8時までとし、処理施設及び建屋等の維持管理を徹底することにより、騒音に係る規制基準を遵守すること。

4 許可の更新又は変更の状況

平成12年 5 月 8 日 新規許可

令和 7 年12月16日 更新許可（優良認定）

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(以下余白)



許可証別紙1

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
がれき類等の破碎施設 (施行令第7条第8号の2) (令和6年9月4日、 第2024-2-549号)	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 70.8 t/日 (5.9 t/時×12時間) がれき類 75.6 t/日 (6.3 t/時×12時間) (令和6年11月12日)	1	千葉県野田市 上三ヶ尾字 金剛寺268 番2
破 碎 施 設 (施行令第7条第7号、 第8号の2) (令和3年7月2日、 第2021-2-516号)	廃プラスチック類 5.76 t/日 (0.48 t/時×12時間) 紙くず 6.72 t/日 (0.56 t/時×12時間) 木くず 5.64 t/日 (0.47 t/時×12時間) 繊維くず 3.96 t/日 (0.33 t/時×12時間) ゴムくず 6.36 t/日 (0.53 t/時×12時間) 金属くず 9.24 t/日 (0.77 t/時×12時間) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 14.28 t/日 (1.19 t/時×12時間) がれき類 24.12 t/日 (2.01 t/時×12時間) (令和3年8月18日)	1	
石膏ボードの破碎施設	96 t/日 (4 t/時×24時間) (平成16年9月22日)	1	
圧 縮 施 設	廃プラスチック類 429.12 t/日 (17.88 t/時×24時間) 紙くず 434.64 t/日 (18.11 t/時×24時間) 木くず 677.76 t/日 (28.24 t/時×24時間) 繊維くず 173.28 t/日 (7.22 t/時×24時間) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 278.88 t/日 (11.62 t/時×24時間) (令和6年11月12日)	1	

(以下余白)



許可証別紙2

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
処 理 前	廃プラスチック類、紙くず、 木くず、繊維くず保管施設	210m ² 220m ³	1	千葉県野田市 上三ヶ尾字 金剛寺268 番2
	廃プラスチック類、紙くず、 木くず、繊維くず、金属くず、 ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず、がれき類 保管施設	159m ² 153m ³	1	
	廃プラスチック類、紙くず、 木くず、繊維くず、ガラスくず、 コンクリートくず及び陶磁器 くず、がれき類保管施設	48m ² 53m ³	1	
	廃プラスチック類、紙くず、 木くず、繊維くず保管施設	7.6m ² 8.0m ³ (8m ³ コンテナ 1台)	1	
	廃プラスチック類保管施設	7.6m ² 8.0m ³ (8m ³ コンテナ 1台)	1	
	紙くず保管施設	16m ² 16m ³ (8m ³ コンテナ 2台)	1	
	廃プラスチック類、金属くず 保管施設	16m ² 16m ³ (8m ³ コンテナ 2台)	1	
	ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず、がれき類 保管施設	40m ² 40m ³ (8m ³ コンテナ 5台)	1	
	廃プラスチック類、繊維くず (廃置) 保管施設	26m ² 80m ³	1	
	金属くず保管施設	7.6m ² 8.0m ³ (8m ³ コンテナ 1台)	1	
	廃プラスチック類、紙くず、 木くず、ガラスくず、コンクリ ートくず及び陶磁器くず、 がれき類保管施設	73m ² 88m ³	1	
	ゴムくず保管施設	2.0m ² 2.0m ³ (2m ³ コンテナ 1台)	1	

(以下余白)

許可証別紙3

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)		処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
処理前	紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (廃石膏ボード) 保管施設	348m ² 963m ³	1	千葉県野田市 上三ヶ尾字 金剛寺268 番2
	ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず、がれき類 保管施設	19m ² 12m ³	1	
処理後	金属くず保管施設	7.6m ² 8.0m ³ (8m ³ コンテナ 1台)	1	
	廃プラスチック類、紙くず、 木くず、繊維くず、ゴムくず、 ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず、金属くず、 がれき類保管施設	80m ² 150m ³	1	
	紙くず保管施設	16m ² 50m ³	1	
	廃プラスチック類、紙くず、 木くず、繊維くず、ガラスくず、 コンクリートくず及び陶磁器 くず(グラスウール) 保管施設	120m ² 360m ³	1	
	ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず(石膏粉) 保管施設	50m ³ (50m ³ タンク)	2	
	木くず保管施設	7.6m ² 8.0m ³ (8m ³ コンテナ 1台)	1	
	廃プラスチック類保管施設	7.6m ² 8.0m ³ (8m ³ コンテナ 1台)	1	
	ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず、がれき類 保管施設	15m ² 16m ³	1	

(以下余白)

